



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

住 所 石川県白山市福留町370番地
会 社 名 株式会社ウイル・コーポレーション
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 若 林 和 芳
役 職 氏 名
(コード番号：7831 東証第二部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 中 西 司
電 話 番 号 03 - 3544 - 6238

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針について

当社は、平成18年 5月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 業務運営の基本方針

当社は、経営理念を以下のとおり定めている。

【経営理念】

我々は、情報・印刷事業とダイレクト・マーケティング事業を通じて社会に貢献する。そしてより多くの幸福を得るために我々は無限の発展を続けよう。

- 一、顧客の繁栄と信頼
- 一、会社の発展と継続
- 一、社員の成長と自己実現

この三つを同時に達成することが、我社の基本理念である。

また、具体的行動指針として平成16年11月に制定した『ウイルグループ行動規範』を日頃の業務運営の指針としている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、社内規程に従い文書（電磁的媒体を含む）に記録し、適切に保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証および規程の見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置する。

当社は、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組む。

当社は、代表取締役社長の直屬部門として「内部監査室」を設置し、各部門におけるリスク管理の状況を確認し、取締役会に報告する。

当社は、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害および被害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止をはかる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、『取締役会規程』・『組織規程』および『職務権限規程』により、取締役の職務権限および会議体の付議基準等を明確化するとともに、意思決定の効率性と妥当性を高める体制を整備する。

当社は、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項について十分な事前検討を行うことにより意思決定の迅速化をはかるとともに、業務執行の状況を確認する。

当社は、取締役会を月1回以上開催し、『取締役会規程』に定める事項およびその付議基準に該当する事項を審議し、決議および取締役の職務の執行状況を監督する。

当社は、意思決定の迅速化および業務執行の監督機能を高めるため、適正な業務区分と権限委譲を行い、内部監査室は、各職位の業務執行が適正かつ効率的であることを確認し、取締役会に報告する。

5. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置する。

取締役および社員は、『ウイグループ行動規範』にもとづき法令および定款を遵守して職務を執行する。

当社は、コンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、通報者の保護を徹底するとともに、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、コンプライアンス委員会を通じて取締役会・監査役に報告される体制を構築する。

内部監査室は、法令および定款の遵守状況を確認し、取締役会に報告する。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

経営企画部は、『関係会社管理規程』にもとづき、関係会社の経営状況および重要案件について、取締役会に報告する。

内部監査室は、年に1回以上、子会社に対する内部監査を実施し、取締役会に報告する。

当社企業グループの取締役および社員は、『ウイグループ行動規範』にもとづき、法令および定款を遵守して職務を執行する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の体制に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査に必要な業務を社員に命ずることができるものとする。

監査役の職務を補助する社員の任命・異動等については、監査役に事前の同意を得てこれを決定する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けない。

8. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する。

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。

監査役は、会計監査人・内部監査室および子会社の監査役と緊密な連携を保つため、連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めるとともに、必要に応じて調査または報告を求める。

監査役は、代表取締役社長と会合を持ち監査上の重要課題等についての意見交換を行う。

以 上